

議長／皆さんおはようございます。

ただいまより、平成 27 年 4 月、武雄市議会臨時会を開会いたします。

まず初めに、閉会中に辞職を許可いたしました議員の報告をいたします。

去る 4 月 3 日、浦泰孝君から一身上の都合の理由により議員を辞職したい旨の許可願い出がありましたので、地方自治法第 126 条の規定により、4 月 6 日これを許可いたしました旨、ご報告申し上げます。

また、建設常任委員長の辞職により、新たに建設常任委員会委員長の互選を行っていただきました、その結果の報告がありましたので、ご報告いたします。

建設常任委員会委員長に 9 番 石橋議員が選任されております。

以上のとおりでございます。

これよりただちに、本日の会議を開きます。

市長から提出されました第 52 号議案から第 54 号議案までの 3 議案及び報告第 4 号、議員から提出されました議提第 2 号を一括上程いたします。

日程第 1 会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期等に関し、議会運営委員会に諮問をいたしておりましたので、これに対する議会運営委員長の答申を求めます。

山口昌宏議会運営委員長

山口昌宏議会運営委員長／おはようございます。

臨時議会の議会運営委員会の委員長としての報告をしたいと思います。

平成 27 年 4 月武雄市議会臨時会の招集に基づきまして、議長から諮問がありましたので、本日、議会運営委員会を開催し、協議いたしました結果について、ご報告を申し上げます。議長から諮問がありました事項は、第 1. 会期及び会期日程について、第 2. 付議事件の委員会付託の要否について、第 3. 特別委員会の設置及び委員の選任について、以上 3 項目でございます。

本臨時会において審議されます議案等は、ただいま議長から上程になりました、専決処分の承認 2 件、事件議案 1 件、報告 1 件、議員提出議案 1 件、あわせて、地方創生に向けた特別委員会の設置及び委員の選任であります。

このことについて協議いたしました結果、議案の審議順序につきましては、議案番号順に行い、いずれの議案も所管の委員会付託を省略し、即決して差し支えないものとし、市長提出案件のあと、議員提出議案、特別委員会の設置及び委員の選任を日程とすることで、意見の一致を見ました。

以上のことを考慮して、会期は、本日 28 日の 1 日間が適当である旨、決定をいたしました。

以上で議長の諮問事項に対する答申を終わります。

議長／お諮りいたします。

会期の決定につきましては、ただいまの議会運営委員長の答申のとおり、本日 28 日の 1 日間と決定いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日 28 日の 1 日間と決定をいたしました。

日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、武雄市議会会議規則第 88 条の規定により、1 番 豊村議員、18 番 山口昌宏議員、21 番 松尾初秋議員の以上 3 名を指名いたします。

日程第 3 市長の提案事項に関する説明を求めます。

小松市長

小松市長／おはようございます。

平成 27 年 4 月武雄市議会臨時会の開会にあたりまして、提案いたしました議案等について、その概要をご説明申しあげます。

事件議案につきましては、武雄競輪場走路改修工事請負契約の締結についてを提案しております。

武雄市議会の議決に伏すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

その他、さきの議会以降、緊急に決定を要した武雄市税条例等の一部を改正する条例及び武雄市国民保険税条例の一部を改正する条例について 3 月 31 日付けで、専決処分を行いましたので、これらについて承認を求める議案等をお願いいたしております。

詳細につきましては、ご審議の際に補足させていただきたいと存じます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長／これより審議を開始いたします。

日程第 4 第 52 号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者からの補足説明があれば、その説明を求めます。

北川政策部長

北川政策部長／おはようございます。

第 52 号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が、第 189 回通常国会において可決成立、3 月 31 日をもつ

て、平成 27 年法律第二号として交付され、4 月 1 日に施行されました。

税制改正に伴い、市税条例の改正が必要なものについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規程により、去る 3 月 31 日に専決処分をさせていただきましたので、これをご報告し承認をお願いするものであります。

それでは改正の主な概要について、参考資料新旧対照条文で説明させていただきます。

新旧対照条文の 6 ページをごらんください。

附則第 7 条の 3 の 2 につきましては、個人住民税における住宅ローン控除の適応期限を延長するものでございます。

次に 7 ページ、8 ページをごらんいただきたいと思います。

附則第 9 条の 2 につきましては、ふるさと納税の申告特例が創設されたことに伴うもので、これまでは、給与所得者等がふるさと納税を行う場合は、確定申告が必要でございましたが、今後は確定申告をせずに控除を受けられる仕組みを導入するものでございます。

9 ページから 12 ページをごらんください。

附則第 11 条から第 13 条につきましては、固定資産税の負担調整措置について現行の仕組みを 3 年延長するものでございます。

13 ページをごらんください。

附則第 16 条につきましては、平成 27 年 4 月 1 日から 28 年 3 月 31 日までに、新規取得した四輪及び三輪の軽自動車について、その燃費性に応じ、平成 28 年分の軽自動車税の税率を軽減する特例措置、グリーン化特例を導入するものでございます。

次に 15 ページから 18 ページでございます。

市税条例の一部を改正する条例の一部改正を行うもので、平成 26 年 6 月議会においてご審議いただきました軽自動車の税率引き上げにつきまして、今回の税制改正で原動機付自転車及び二輪車の軽自動車税の税率引き上げの適応開始が 1 年延長され、これに伴いまして小型特殊自動車の税率引き上げを 1 年延長するものでございます。

以上、補足説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／第 52 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(なし)

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

(なし)

討論をとどめます。

これより第 52 号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、第 52 号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 第 53 号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者からの補足説明があれば、その説明を求めます。

平川くらし部長

平川くらし部長／おはようございます。

それでは、第 53 号議案 専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

議案書の 8 ページからでございます。

本議案につきましては、地方税法施工例の一部を改正する政令が、本年 3 月 31 日に交付されたことに伴いまして、同日付で議案書 10 ページにございます、別紙、武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたところでございます。

その内容をご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

今回の改正につきましては、国民健康保険税の課税限度額の引き上げと軽減措置の拡充、以上 2 点の改正を行っているところでございます。

まず 1 点目の、国民健康保険税の課税限度額の引き上げでございます。

これにつきましては、基礎課税額にかかる限度額、これを 51 万円から 52 万円に引き上げるものでございます。

また後期高齢者支援金等、課税額の限度額、これを 16 万円から 17 万円に引き上げるものでございます。

また、介護納付金課税額の限度額を、これまでの 14 万円から 16 万円に引き上げるもので

ございます。

その結果、課税限度額全体では、改正前の 81 万円から、85 万円、4 万円の引き上げを行ったところでございます。

これによります本市の影響額といたしましては、約 520 万円の増を見込んでいるところでございます。

2 点目の国民健康保険税の軽減の措置の拡充に伴う改正についてであります。

まず保険税の 5 割軽減の軽減対象となります所得基準額、これを 24 万 5000 円から、26 万円に引き上げております。

また、2 割軽減の算定でも軽減対象となります所得基準額を 45 万円から 47 万円に引き上げ、軽減措置の対象の拡充するものでございます。

今回の軽減措置の拡充によりまして、約 360 万円の減収を見込んでいるところであります。

これらの改正の施行期日につきましては、本年 4 月 1 日といたしております

以上で、第 53 号議案の補足説明を終わります。

ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長／第 53 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

23 番 江原議員

江原議員／限度額について、1 点目、金額で総額 520 万という説明でしたが、対象者数がいくら伸びるのか。

2 点目に、この新武雄市になりまして、最高額の引き上げが行われてきましたけれど、地方税法の改正のもとで。

その回数とこの間の最高額の変化について、お聞きしたいと思います。

それとあわせて、最高限度額の年収額について、階層別の一覧表があるかと思いますが、あわせてご説明できればと思いますけれど、質疑通告を遅れてお願いをいたしましたので、あとで資料でも結構ですので、わかる範囲でご説明いただきたいと思います。

議長／平川くらし部長

平川くらし部長／ご質問の中で、ただいま、判明する範囲でご説明を申し上げたいと思います。

まず、課税限度額の引き上げに伴いまして、影響の世帯数でございますが、把握しております数字でいきますと、課税限度額に該当する世帯が、これが 230 世帯を見込んでいるところでございます。

また、課税限度額の、合併後の数字の推移でございますが、平成 18 年度、このときの課税

限度額は 62 万円でした。

一方ですね、平成 19 年度、20 年度、21 年度、22 年度、23 年度と毎年度改訂をしております。

その後、24 年、25 年はそのまま 23 年度の限度額が据え置かれていまして、26 年度に 81 万円、改訂をされていますので、合併後につきましては、7 度目の改訂ということになろうかと思っています。

そのほか、階層ごとの所得の額等については、後ほど、資料をご準備させていただきたいというふうに思います。

議長／ほかに質疑ございませんか。

(なし)

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

23 番 江原議員

江原議員／第 53 号、専決処分につきまして、反対の討論を申します。

地方税の改正につきまして、武雄市での条例改正でございますが、先ほどの説明にもありましたように、最高限度額が 230 世帯にも及んでいます。

当時、この最高限度額につきましては、私も一定の範囲は必要かと思っていますが、先ほどの説明のように、ほぼ毎年、引き上げであります。

この世帯の皆さん方、悲鳴をあげているようであります。

まさに、230 世帯をこえる対象世帯の中で、大きな世帯になっているのではないのでしょうか。今こそ国民健康保険税の目的にありますように、社会保障と国民保険衛生のための、国民健康保険制度が充実されるよう、払いたくても、払えない保険税ではなく、国のまさに、施策に意見を言うことこそ地方の声ではないのでしょうか。

以上をもって、反対の討論に変えるものであります。

議長／18 番 山口昌宏議員

山口昌宏議員／値上げをする分の異議をするものではありませんが、国民健康保険税というのは、ようするに国民の皆さん、市民の皆様方の医療を充実、まさに充実、先ほどの江原議員さんが申されたように、充実させるための今回の値上げでありまして、これを、例えば今のままで行った場合の赤字額を含めたら、武雄市としては佐賀県に 30 年度に返すときに本当に一括返済をしなければならないという状況のなかで、今回の値上げというのはやむを得ないんじゃないかということに、われわれ委員会としても勉強をさせていただきまして、結果としてそういうふうになったと認識をしています。

議員各員のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長／討論をとどめます。

これより、第 53 号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、第 53 号議案は、議案のとおり、可決されました。

日程第 6 第 54 号議案 武雄競輪場走路改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者からの補足説明があれば、その説明を求めます。

小田営業部理事

小田営業部理事／おはようございます。

それでは、第 54 号議案、武雄競輪場走路改修工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本議案は武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第 2 条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

議案書の 11 ページをお開きください。

この工事は、走路改修という特殊性がありますので、2 社の指名入札をいたしました。

平成 27 年、4 月 17 日、入札を行いました。1 社が辞退したため、別紙の株式会社 NIPPO が消費税を含め 1 億 8241 万 2,000 円で落札され、平成 27 年 4 月 20 日づけで仮契約を締結

したものです。

なお落札率は 84.45%でした。

今期は議決の日の翌日から平成 28 年 3 月 25 日です。

議案資料の 1 ページに平面図、2 ページに仮契約を添付しておりますので、ご参照ください。

以上、補足説明を終わります。

どうぞよろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長／第 54 議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

16 番 宮本議員

宮本議員／走路の改修というのは特殊工事ということで、業者限られたということですが、この解体については、別の予算になると思いますが、解体もやっぱり関連会社というか、そういうのに頼まなければいけないのかが一点と、もう一点は走路の改修というのは走路のみなのか、エプロンとか、通路とか広場とかそこまで一部かかっているのか、その辺について。

私としてはここのエプロンについて改修したほうがいいと思っているので、お尋ねしたいと思います。

議長／小田営業部理事

小田営業部理事／お答えします。

解体工事を含め、解体と言っても、走路自体ばさっと壊すのではなく、今の形状を保って、現在ある中のコンクリートとか、どうなっているのかという部分を含めていたしますので、現在の NIPPO をお願いしているところです。

それと、今の平面図の部分だけかということですが、今しがた、宮本議員おっしゃったとおり、エプロンとか布設のところまでも一応古いところはさびおとしとかありますけど、基本は走路内のみです。

以上です。

議長／ほかに質疑ございませんか。

(なし)

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(なし)

討論をとどめます。

これより、第 54 号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、第 54 号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 報告第 4 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者からの補足説明があれば、その説明を求めます。

北川政策部長

北川政策部長／報告第 4 号、専決処分書の報告について補足説明をいたします。

議案書の 12 ページをご覧ください。

これは職員が起こしました、交通事故の損害賠償について、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により平成 27 年 3 月 26 日付で専決処分をしたので、ご報告いたします。

事故の概要ですが、平成 27 年 2 月 2 日午後 1 時 35 分頃、競輪場内において用務を済ませ競輪事業所に戻りました職員が公用車を駐車する際に、後方を十分に確認せずバックをし、すでに駐車中の株式会社佐賀広告センターの車両に接触して、左後方側面部分を破損させたもので、損害賠償の額は 28 万円 6416 円でございます。

職員が基本的な注意を怠り、事故を起こしましたことに対し深くお詫びを申し上げます。

なお当該職員につきましては厳重に注意し、再発防止のため 2 週間の公用車の運転禁止を指示しこれを実行しておりますが、さらに警察による交通安全講習会を受講させることに

いたしております。

以上ご報告申し上げます。

議長／報告第４号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(なし)

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第８ 議提第２号 武雄市議会議員の議員報酬の特例に関する条例を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

18 番 山口昌宏議員

山口昌宏議員／武雄市議会議員の議員報酬の特例に関する条例趣旨説明を申し上げます。

先般、当市議会議員が起こした酒気帯び運転、辞職という一連の事案に接しました。

当事者である本人は、責任の取り方として最も重い辞職という選択をしましたが、議会としての対応について、議会運営委員会においても協議をいたしてまいりました。

本条例は、５月から３カ月間の議員報酬月額を、議長は 20%、その他の議員は 10%を削減する特例を規定するもので、議会として自らを律し、襟を正す必要があるという判断から、市議会の厳正を図るため、本条例を提出するものであります。

以上で、趣旨説明を終わります。

議長／提出者に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(なし)

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本件は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件に対する討論を求めます。

23 番 江原議員

江原議員／議提第 2 号 武雄市議会議員の議員報酬の特例に関する条例に反対の討論を申し上げます。

昨年の 12 月議会で、私は報酬引き上げに反対の討論を申し上げました。

その理由は、報酬引き上げは何の理由もないと申し上げました。

今回の特例に関する条例改正は、この間の引き上げに対して市民の強い反対の声があった、その証拠ではないでしょうか。

私はこの条例、特例に関する条例ではなく、もとの報酬額に戻すことこそ、市民の声に応えるものではありませんか。

以上を申し上げ反対といたします。

議長／21 番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／賛成の立場で討論をしたいと思います。

私も江原議員さんと一緒に、前回の報酬値上げには反対しました。

それはそれです。

今回、決まった議案は守るということで、とりあえず、そういうふうにな値上げが決定したわけですが、今回の値下げというか、3 カ月間のカットはやっぱり同僚議員が行ったことに対して、議会全体で責任を持とうという考えにもとづいて行ったわけですので、江原議員さんが言ってるのはなんら関係ないと思いますので、そういう意味においてこの議案にたいして賛成とします。

以上です。

議長／17 番 吉原議員

吉原議員／議提第 2 号に対する反対の立場で討論させていただきます。

今回の、議員の報酬の削減でございますが、私も酒も大好きです。

交通安全協会の役員もしております。

常に申し上げているのは、飲酒運転をするなということを申し上げております。

してはいけないことをしたということで、浦議員は辞職をされました。

それはそれでもっともな対応だったと思います。

私と言われるのは、議員全部で懇親会をして、そのあとの飲酒運転ではなかったかと言わ

れるのが一番多いんです。

ですから、議員全体でその責任をとっているのかというのが、市民のおおかたの意見です。これは、絶対してはいけないことをしているわけですから、それで、さっき私言ったとおり、議員全体で懇親会でもしてそのあとにこのような事案が発見したら、私たちはみんなに責任があると思います。

しかし、新聞紙上でも、公務員がこのような飲酒運転をしたとかいうのは、いっぱい新聞にも載っています。

そのようなことで市の職員がこういうことをやったら、市の職員全員が責任を取るかといわれるのと、同じ立場だと思います。

そのようなことで、私は反対の立場で討論をいたします。

議長／19 番 川原議員

川原議員／議提第 2 号について、賛成の立場で討論いたします。

先ほど吉原議員さんが申されましたこと、確かにそれもあります、やはり議員としてですね、やっぱり同僚がやったことでもあるし、そして今から先のやっぱりみんながそれをまた自覚をしながら、絶対こういうことはしてはいけないということも、そういうことも含めて、今回 3 カ月カットとなったわけです。

これは議運で全会一致で決定したことでありますので、ぜひこれは、賛成していただきたいと、皆様のご賛同をよろしくお願いします。

議長／討論をとどめます。

これより議提第 2 号を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立多数であります。

よって議提第 2 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

地方創生の問題については、今後の市政について大きな問題であります、これを審査するために設置を行うものであります。

特別委員会の設置につきましては、これまでの慣習・慣例等により、議会運営委員会において協議をしていただき、意見の一致を見ました。

よって、議長を除く 22 名の議員による、仮称、地方創生総合戦略特別委員会を設置し、事件に関係する問題の調査・検討事項を付託の上、閉会中も継続して、調査、検討することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議あり)

ご異議がありますので、採決を行いたいと思います。

本件に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

静かに、静かに。

討論をとどめます。

本件は起立により採決を行います。

本特別委員会の設置について、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、特別委員会設置については、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

特別委員会の委員の選任については、武雄市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

よって、議長を除く22名の議員を特別委員に指名いたします。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました22名の議員を、仮称、地方創生総合戦略特別委員に選任することに決定いたしました。

ここで、地方創生総合戦略特別委員会正副委員長互選のために、暫時休憩をいたします。

* 休憩中 (10:38) *

議長／休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、地方創生総合戦略特別委員会委員長より、正副委員長互選の結果についての報告がありましたので、ご報告いたします。

委員長に13番 吉川議員、副委員長に18番 山口昌宏議員でございます。

よろしくお願いいたします。

以上で本臨時会の日程をすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成 27 年 4 月武雄市議会臨時会を閉会いたします。

おつかれさまでした。